

厚 科 審 第 4 5 号  
令 和 4 年 9 月 2 日

予防接種・ワクチン分科会長  
脇 田 隆 宇 殿

厚生科学審議会長  
福 井 次 夫



「予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」等について（付議）

標記について、令和4年9月2日付け厚生労働省発健 0902 第1号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。

厚生労働省発健0902第1号  
令和4年9月2日

厚生科学審議会長  
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



諮問書

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第5項の規定に基づき、別紙1「予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」及び別紙2「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知）一部改正案」について、貴会の意見を求めます。

予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱

第一 予防接種実施規則の一部改正

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種の方法に、新型コロナウイルス修飾ウリジンR N A ワクチン（S A R S - C o V - 2）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第十四条の承認を受けたものに限る。）を初回接種の終了後五月以上の間隔を置いて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法を加えること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和三年二月十六日付け厚生労働省発健〇二一六第一号厚生労働大臣通知）一部改正案

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種に使用するワクチンに「新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）」（令和四年一月二十一日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の承認を受けたものに限る。」を加え、その対象者を「五歳以上十二歳未満の者」とすること。